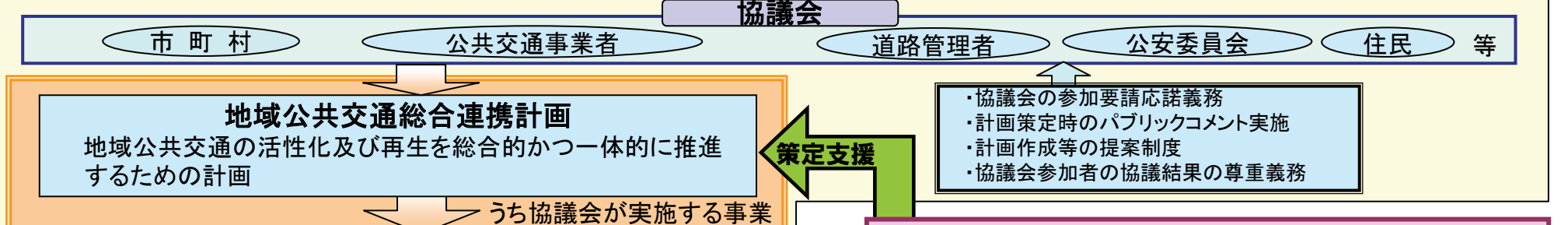


地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）



地域公共交通活性化・再生総合事業計画（3年）

- (例)
- ◇ 鉄道、バス・乗合タクシーの実証運行
 - ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行 等
 - ◇ 車両関連施設整備等
 - ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合環境整備、デマンドシステムの導入 等
 - ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
 - ◇ 乗継円滑化等
 - ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進 等
 - ◇ 公共交通の利用促進活動
 - ・レンタサイクル、モビリティ・マネジメント、イベント、広報、乗継割引運賃のシステム設計 等
 - ◇ その他地域の創意工夫による事業



地域公共交通活性化・再生総合事業による支援

<補助率等>

- 「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費
定 額
- 総合事業計画に定める事業に要する経費
 - ・実証運行 1/2
 - ・実証運行以外の事業 1/2

<制度の特徴>

- 【計画的取組の実現】
 - ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
- 【協議会の裁量確保】
 - ・事業をパッケージで一括支援
 - ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施
- 【地域の実情に応じた支援の実現】
 - ・地域の実情に応じた協調負担の実現
- 【事業評価の徹底】
 - ・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（平成19年5月25日公布、同年10月1日施行）

（目的）

第1条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条～第4条まで省略

（地域公共交通総合連携計画）

第5条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針
- (2) 地域公共交通総合連携計画の区域
- (3) 地域公共交通総合連携計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- (5) 計画期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

3 前項第4号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれ、かつ、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。

5 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第2項第4号に掲げる事項について、次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

7 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅延なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。

第8項及び第9項省略

（協議会）

第6条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第7条以下省略